

広告表示及び関連する法規制等に関する意識調査

(令和3年度)

令和4年3月

< 目次 >

I 調査の概要 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 1

II アンケート調査結果 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 3

I 調査の概要

1 調査の目的

商品・サービスの広告表示及び広告表示に関する法規制等に関する、事業者の意識を把握する。

2 調査の方法

当該調査を受託した事業者により、インターネットによるアンケートを実施した。

【対象者】「法務・コンプライアンス担当部署」に勤務する企業担当者（800名）

【アンケート回収期間】令和4年3月11日（金）～16日（水）

3 調査対象者の属性

性別 男性（84.3%）、女性（15.8%）

年代 50代（35.4%）、60代以上（29.5%）、40代（22.3%）等

地域 東京都（25.6%）、神奈川県（10.1%）、愛知県（8.9%）、大阪府（7.1%）等

業種 製造業（22.8%）、金融・保険業（18.3%）、設問以外の業種（9.8%）等

4 調査内容の概要

- 属性（回答者の年齢、地域、男女の別等）
- 景品表示法の認知度、理解度、取組状況
- 仮に、貴社が景品表示法違反となるような行為をしてしまったことが判明した場合、自主申告制度を使うと思いますか
- 仮に、貴社が景品表示法違反となるような行為をしてしまったことが判明した場合、自主返金制度を使うと思いますか
- 仮に、貴社が景品表示法違反となるような行為をしてしまった可能性が判明した場合、「行政法規に違反しているおそれがあるとされているものについて、行政機関の調査の結果が出る前に行政機関と事業者が合意し、合意に基づいて事業者が自主的に是正措置等を探ることで調査が集結し、行政処分を受けないこととなる制度」があったとすれば、当該制度を利用することを検討したいと思いますか
- 仮に、ある事業者が、行政法規に違反する行為を行い、行政処分を受けたにもかかわらず、再び同様の違反行為を行おうとしている場合、「繰り返し違反行為を行う事業者に対して、行政処分による経済的不利益を課す場合には、当該経済的不利益の金額が加重されるような制度」があったとすれば、違反行為の抑止に効果があると思いますか

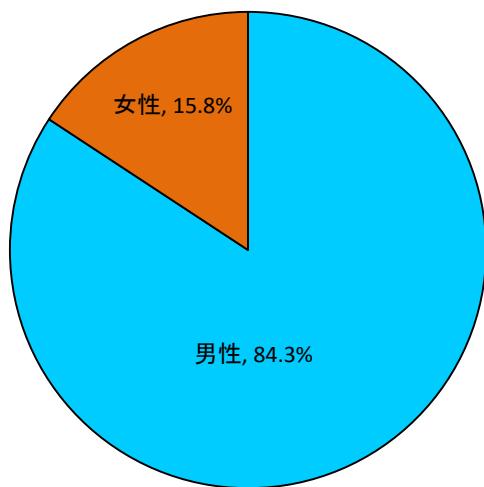
5 表示上の注意

- ・ 本調査結果の集計結果は原則として小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。
- ・ 複数回答の集計結果は合計が100%を超える場合がある。

II アンケート調査結果

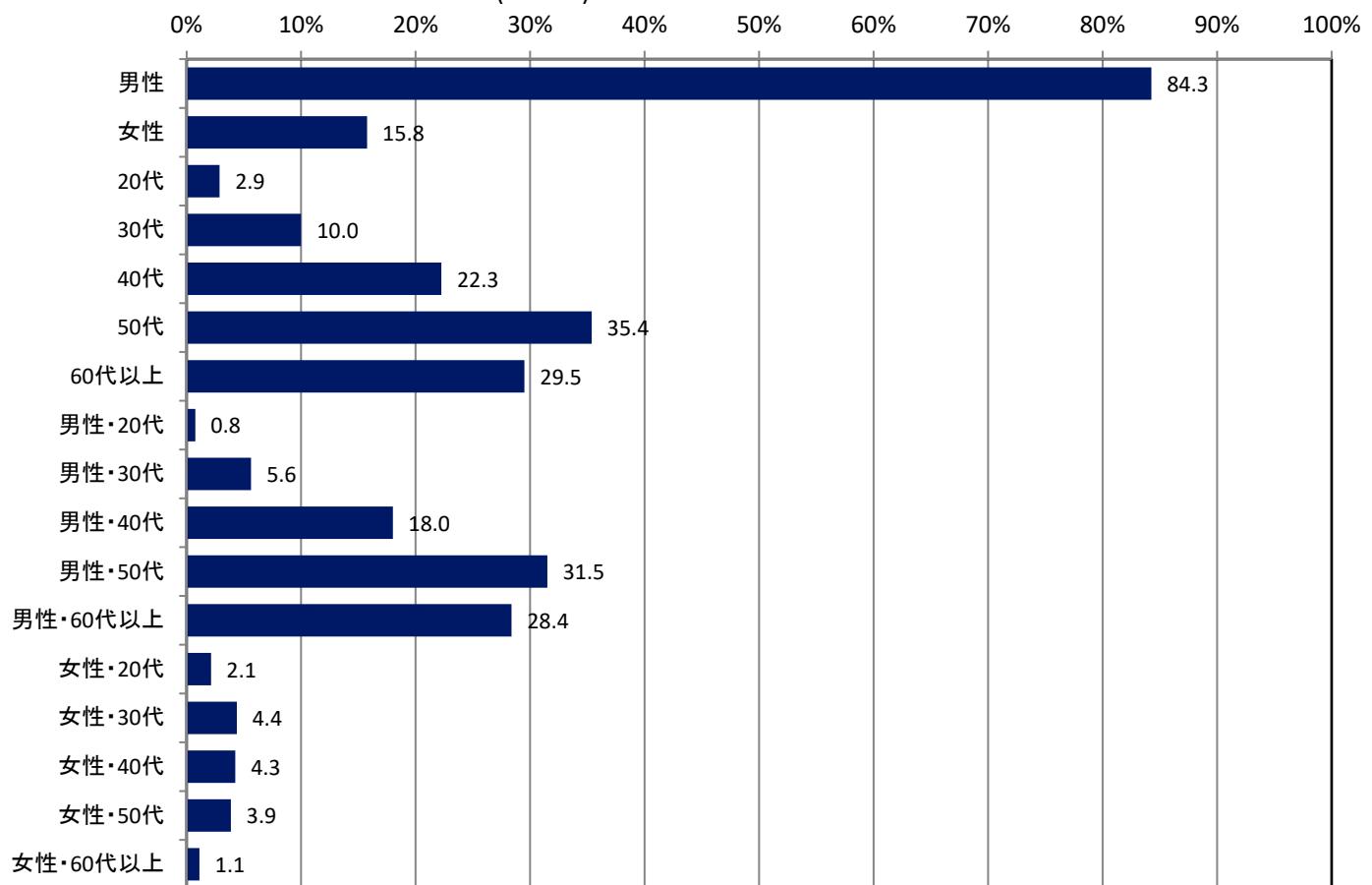
[GRAPH001]

【F1】あなたの性別をお答えください。(お答えは1つ)
(N=800)

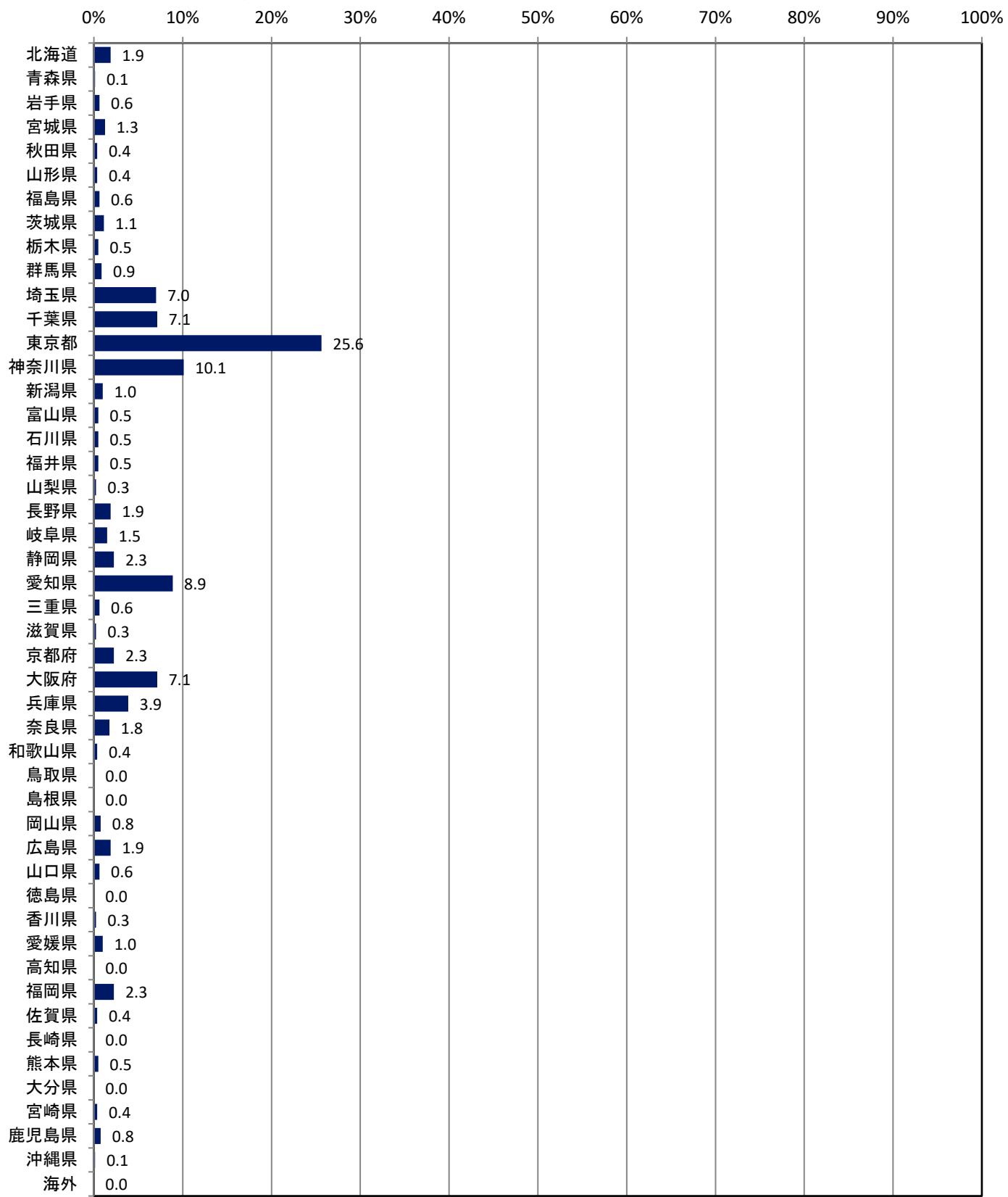


[GRAPH003]

回答者に占める性別・年代別の割合
(N=800)

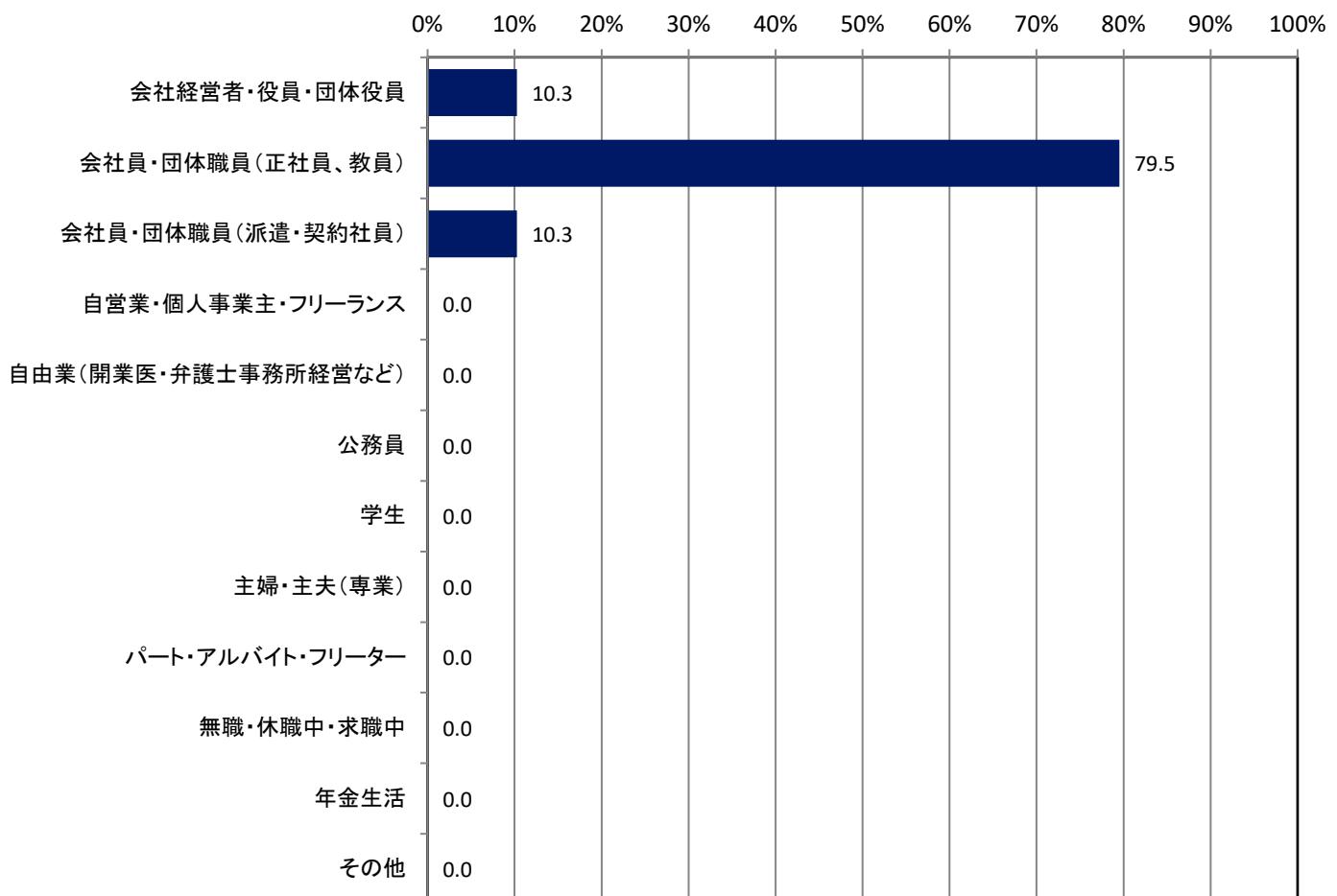


【F3】あなたのお住まいの地域をお答えください。(お答えは1つ)
 (N=800)



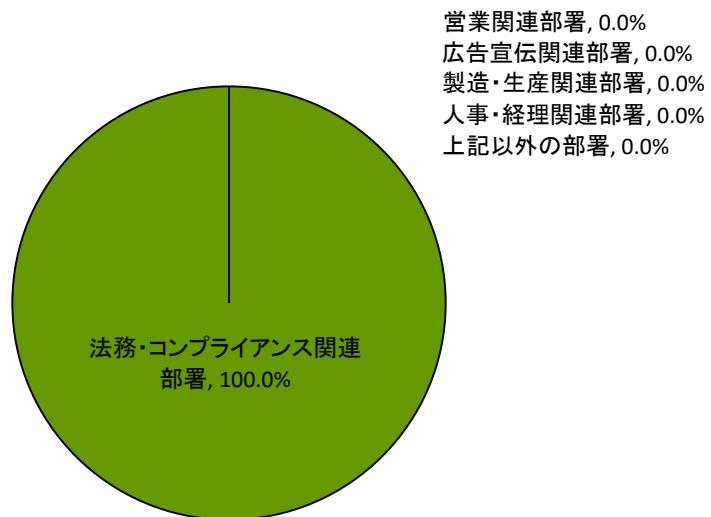
[GRAPH005]

【SC1】あなたの職業をお答えください。(お答えは1つ)
(N=800)



[GRAPH006]

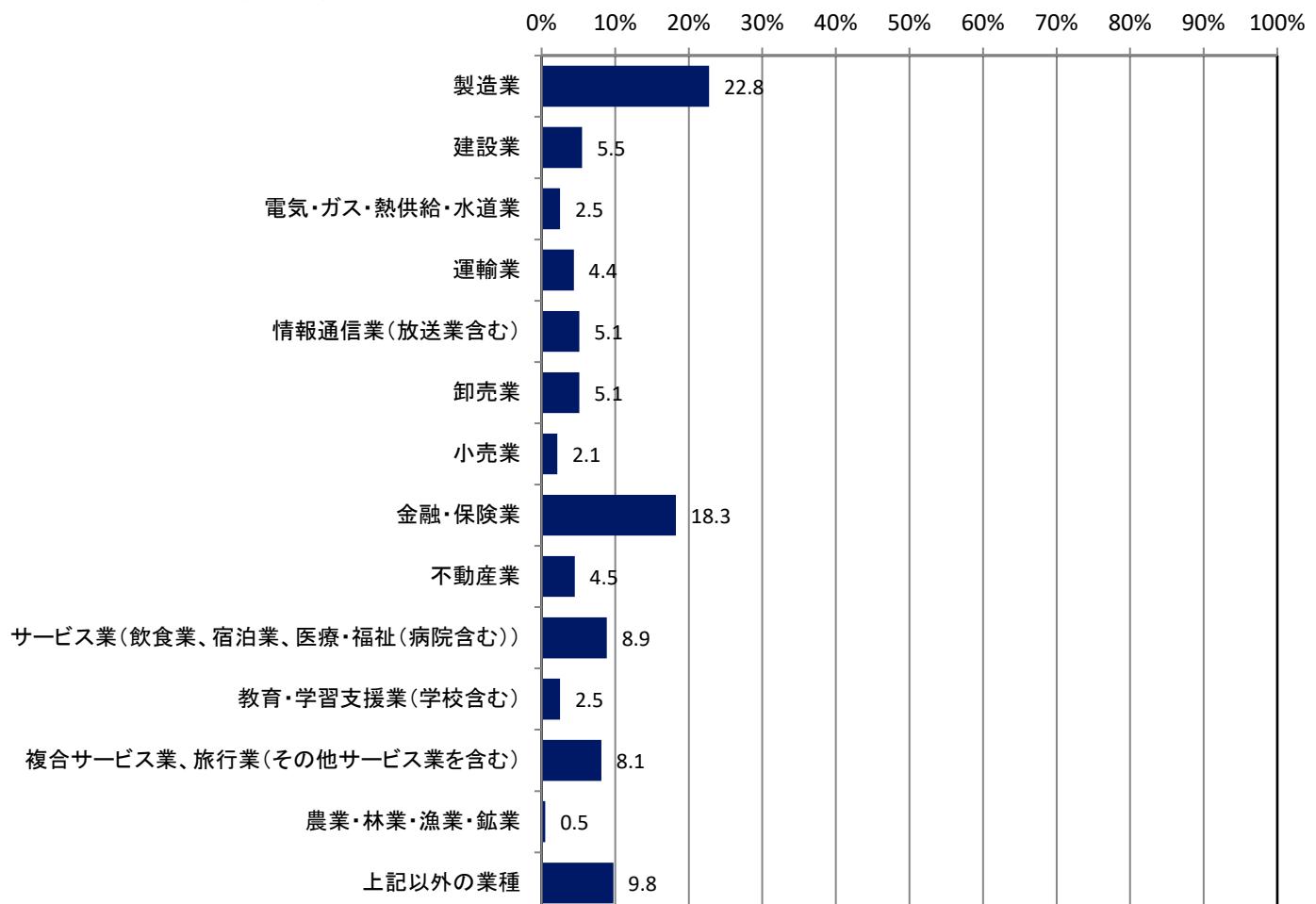
【SC2】あなたの所属部署(経営者・役員の場合には担当業務)をお答えください。(お答えは1つ)
(N=800)



【SC3】あなたが現在就いている業種をお答えください。(お答えは1つ)

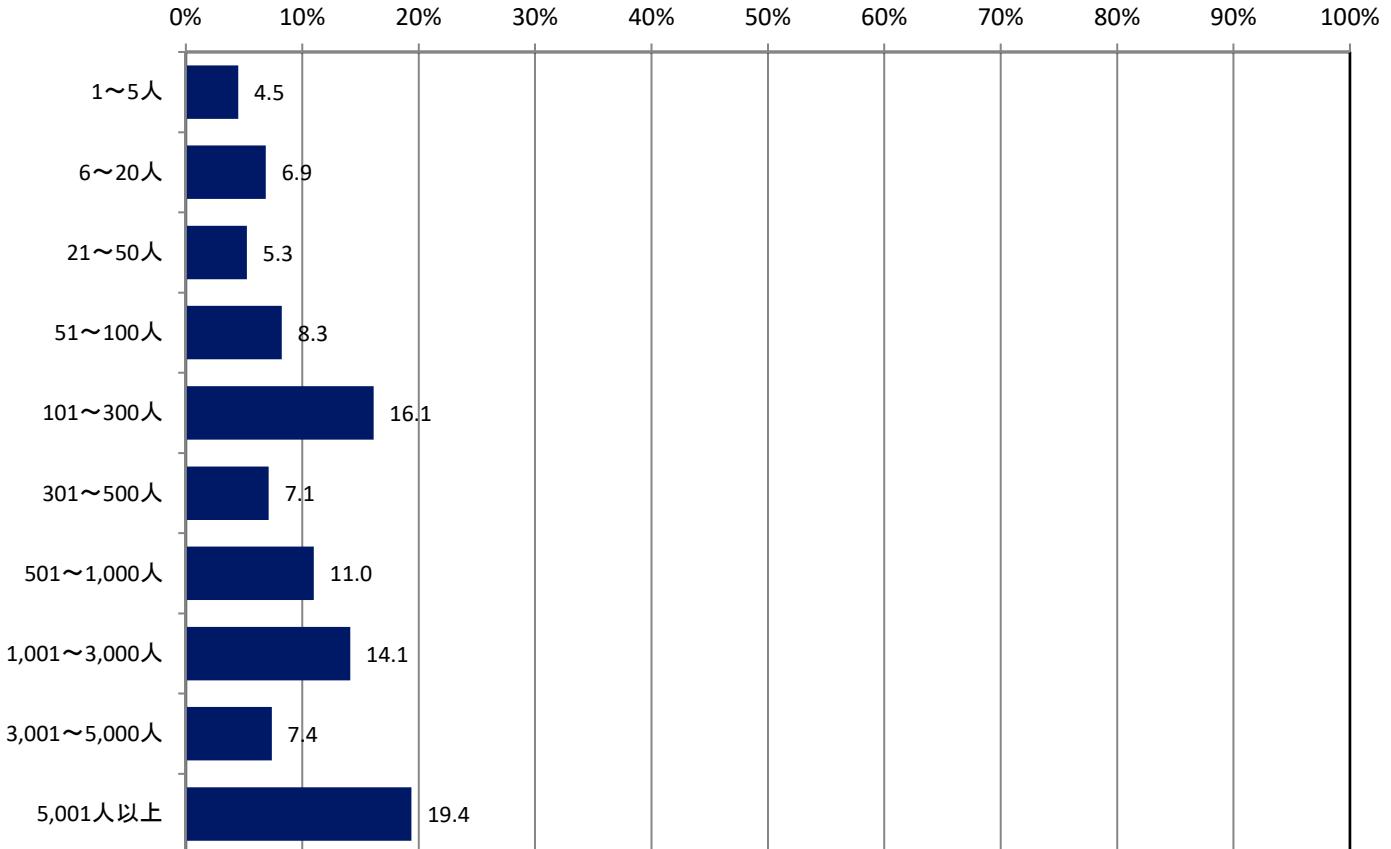
※複数あてはまる方は、最も中心的なお仕事についてお答えください。

(N=800)



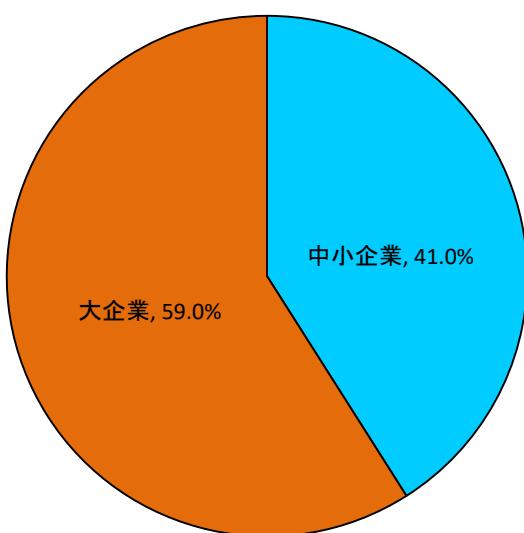
[GRAPH008]

【SC4】あなたがお勤めの企業の規模(従業者数)をお答えください。(お答えは1つ)
(N=800)



[GRAPH009]

回答者に占める大企業・中小企業の割合
(N=800)



[GRAPH010]

【SC5】あなたがお勤めの企業の上場市場をお答えください。(お答えは1つ)

(N=800)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

東京証券取引所 一部 30.5

東京証券取引所 二部 1.5

マザーズ 1.9

ジャスダック 2.3

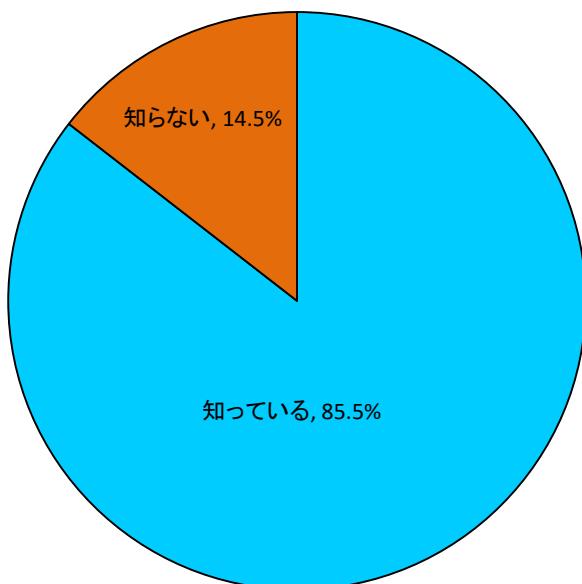
上記以外の上場 2.4

上場していない 59.5

わからない 2.0

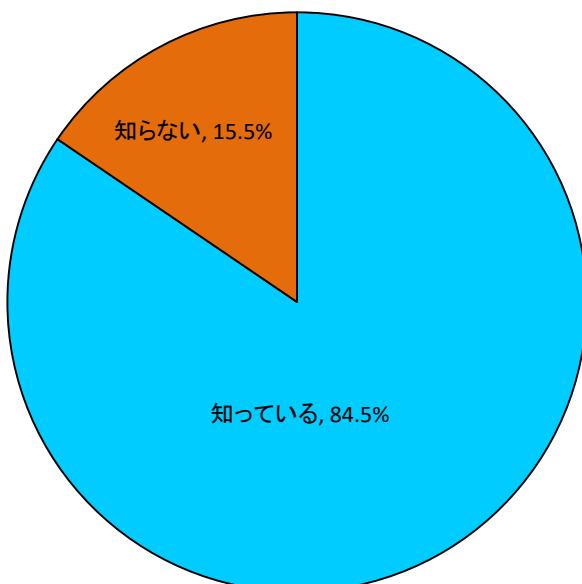
[GRAPH011]

【Q1】虚偽・誇大広告などの不当表示は、「景品表示法」という法律によって禁止されていることを知っていますか。(お答えは1つ)
(N=800)



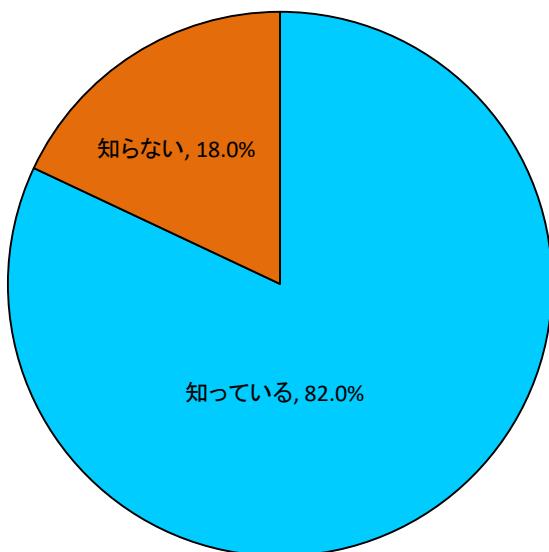
[GRAPH012]

【Q2】虚偽・誇大広告などの不当表示を行い、「景品表示法」に違反した場合には、措置命令や課徴金納付命令といった行政処分の対象になることを知っていますか。(お答えは1つ)
(N=800)



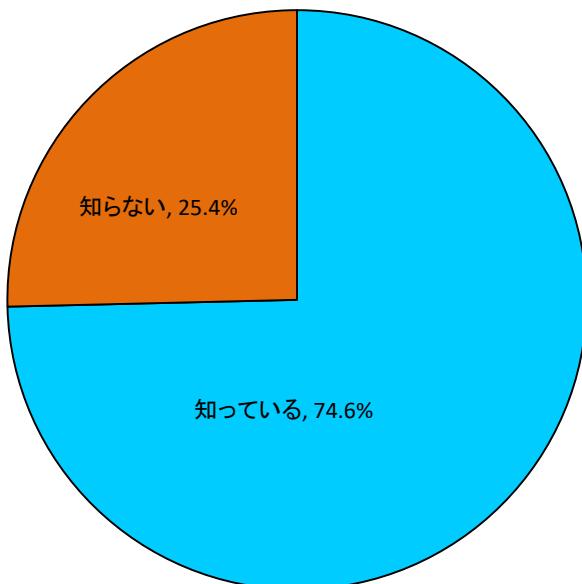
[GRAPH013]

【Q3】商品・サービスの広告表示を行う事業者には、虚偽・誇大広告などの不当表示を防止するために、適切なコンプライアンス体制（法令遵守体制）を構築することが景品表示法により義務付けられていることを知っていますか。（お答えは1つ）
(N=800)



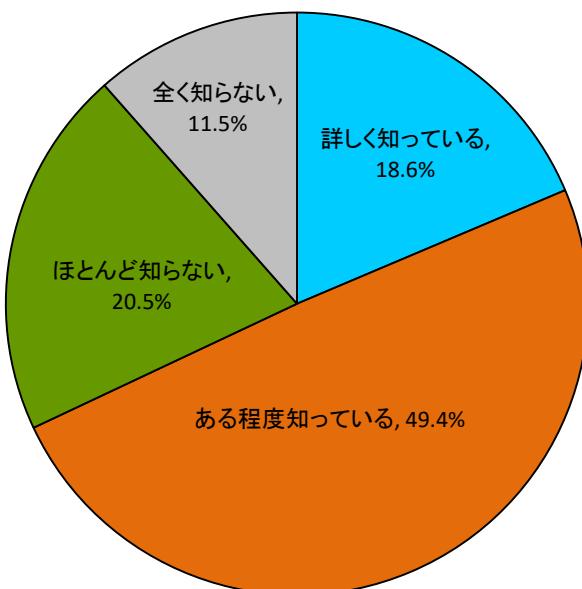
[GRAPH014]

【Q4_1】事業者が適正な広告表示等を行うためのコンプライアンス体制(法令遵守体制)を適切に整備できるよう政府が指針を定めていることを知っていますか。(お答えは1つ)
(N=800)



[GRAPH015]

【Q4_2】上記指針に記載されている、事業者が適正な広告表示等を行うために取り組むべき措置の内容を知っていますか。(お答えは1つ)
(N=800)



【参考】事業者が適正な広告表示等を行うためのコンプライアンス体制(法令遵守体制)の例
(詳細は、「事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」の第4及び別添参照)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/public_notice/pdf/141210premiums_3.pdf

① 景品表示法の考え方の周知・啓発

景品表示法の考え方について、表示等に関係している役員や従業員にその職務に応じた周知・啓発を行う。

② 法令遵守の方針等の明確化

景品表示法を含む法令遵守の方針や法令遵守のためにとるべき手順等を明確化する。

③ 表示等に関する情報の確認

商品又はサービスの長所や要点を一般消費者に訴求するためにその内容等について積極的に表示を行う場合には、当該表示の根拠となる情報を確認する。

④ 表示等に関する情報の共有

③で確認した情報を、当該表示等に関係する各組織部門が必要に応じて共有し確認できるようにする。

⑤ 表示等を管理するための担当者等(表示等管理担当者)を定めること

表示等に関する事項を適正に管理するため、表示等を管理する担当者又は担当部門をあらかじめ定める。

⑥ 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を探すこと

③で確認した表示等に関する情報を、表示等の対象となる商品又はサービスが一般消費者に供給され得ると合理的に考えられる期間、事後的に確認するために、例えば、資料の保管等必要な措置を探る。

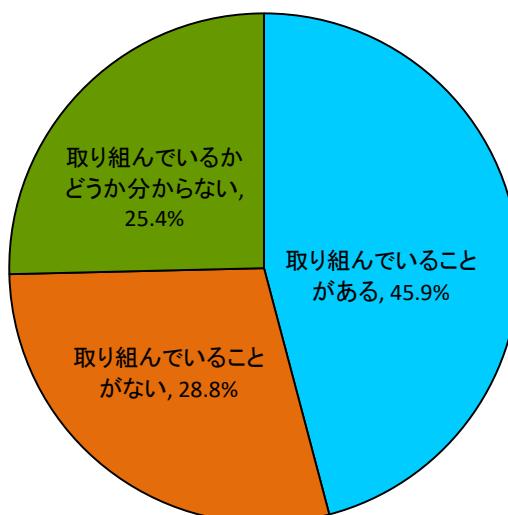
⑦ 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

特定の商品又はサービスに景品表示法違反又はそのおそれがある事案が発生した場合、事実関係の迅速かつ正確な確認、迅速かつ適正な一般消費者の誤認排除、再発防止に向けた措置を行う。

貴社において、適正な広告表示等を行うために、上記枠内の「事業者が適正な広告表示等を行うためのコンプライアンス体制(法令遵守体制)の例」に記載されているような取組を行っているかお伺いします。

[GRAPH016]

【Q5_1】貴社では① 景品表示法の考え方の周知・啓発に関して何か取り組んでいることがありますか。(お答えは1つ)
(N=800)



[GRAPH017]

【Q5_1_1】 「① 景品表示法の考え方の周知・啓発」に関して「取り組んでいることがある」と答えた方にお聞きします。取組内容について下記の選択肢の中から当てはまるものを選んでください。(お答えはいくつでも)

(N=367)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

景品表示法の考え方や景品表示法の違反事例等を、社内報、社内メールマガジン、社内ポータルサイト等に掲載したり、メール等で配信することにより、従業員等に周知・啓発を行っている

70.0

自社で景品表示法に関する研修や勉強会等を実施している

57.5

従業員等が、都道府県、事業者団体、消費者団体等が主催する、景品表示法に関する社外講習会等に参加している

24.3

その他

2.7

[GRAPH018]

【Q5_1_2】 「① 景品表示法の考え方の周知・啓発」に関して「取り組んでいないことがない」と答えた方にお聞きします。理由を下記の選択肢の中から当てはまるものを選んでください。(お答えはいくつでも)

(N=230)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

事業者に適正な広告表示等を行うためのコンプライアンス体制(法令遵守体制)を構築することが義務付けられていることを知らなかつたため

10.4

どのような取組を行えばよいか分からなかつたため

15.7

社内のコンプライアンス(法令遵守)意識が希薄であるため

10.9

業務多忙につき、取り組む余裕がなかつたため

10.0

これまでに不当表示等に該当するような事案が発生したことがないため

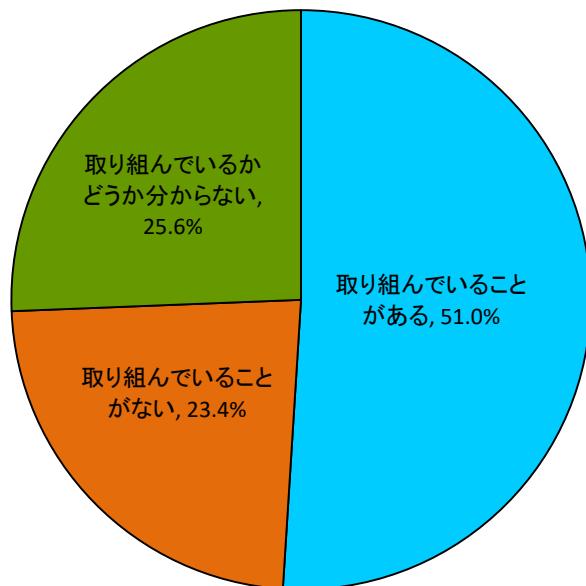
59.1

その他

10.0

[GRAPH019]

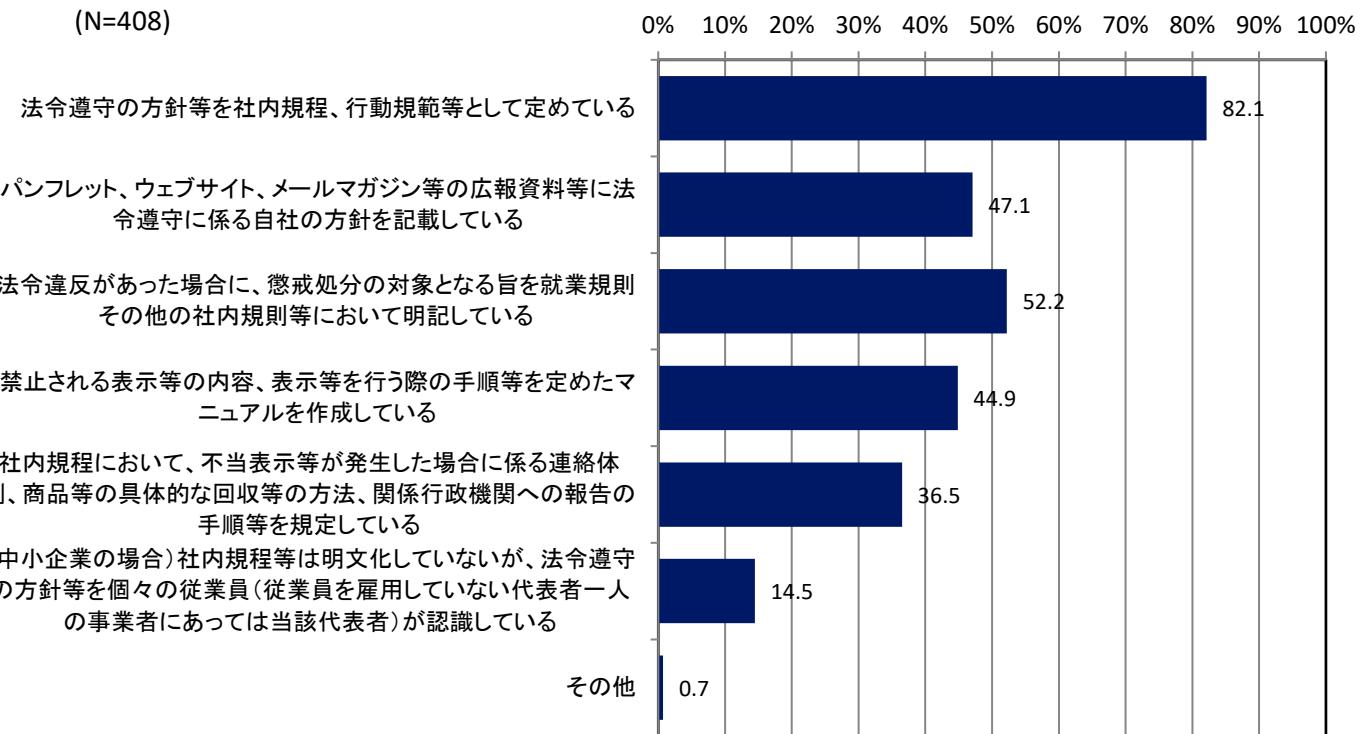
【Q5_2】 貴社では「② 法令遵守の方針等の明確化」に関して何か取り組んでいることはありますか。(お答えは1つ)
(N=800)



[GRAPH020]

【Q5_2_1】 「② 法令遵守の方針等の明確化」に関して「取り組んでいることがある」と答えた方にお聞きします。取組内容について下記の選択肢の中から当てはまるものを選んでください。(お答えはいくつでも)

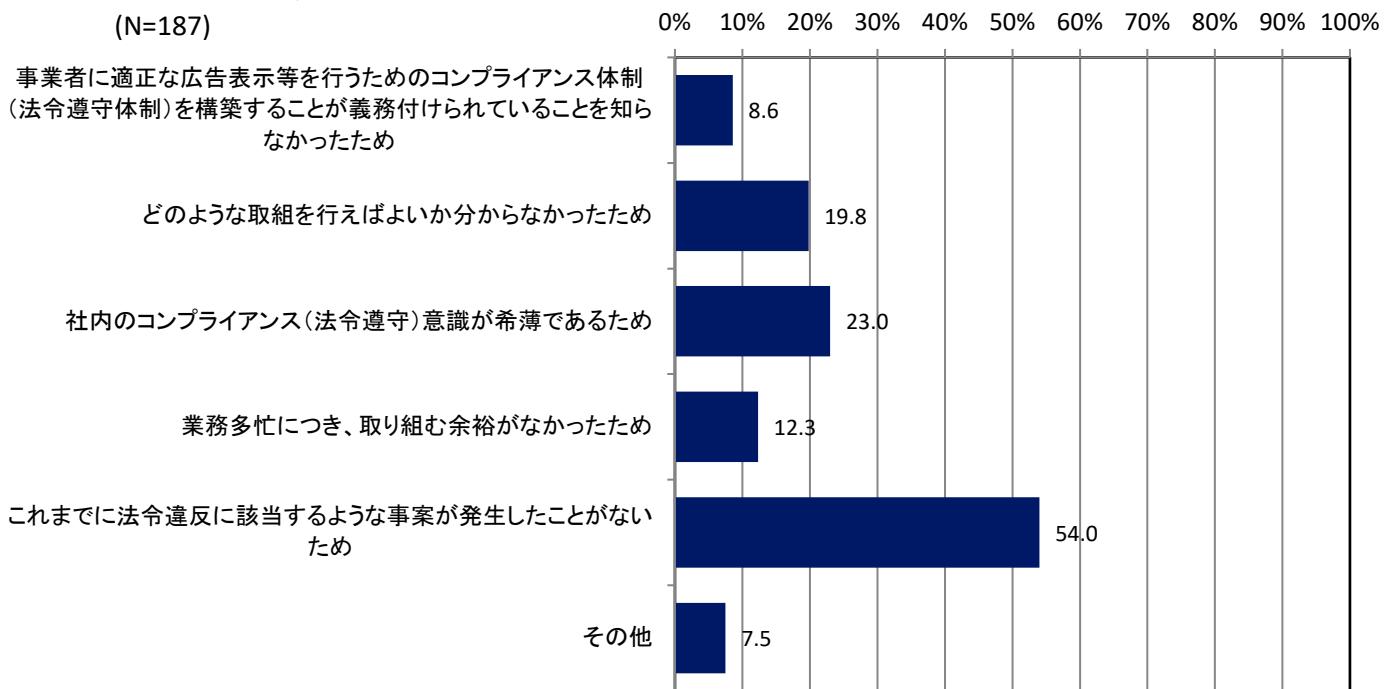
(N=408)



[GRAPH021]

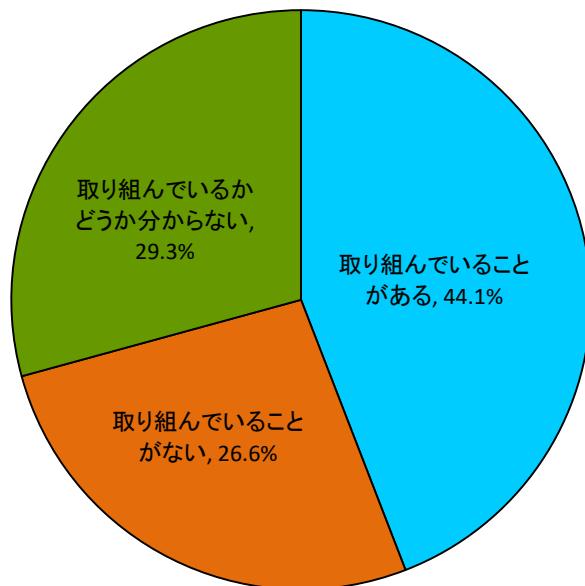
【Q5_2_2】 「② 法令遵守の方針等の明確化」に関して「取り組んでいることがない」と答えた方にお聞きします。理由を下記の選択肢の中から当てはまるものを選んでください。(お答えはいくつでも)

(N=187)



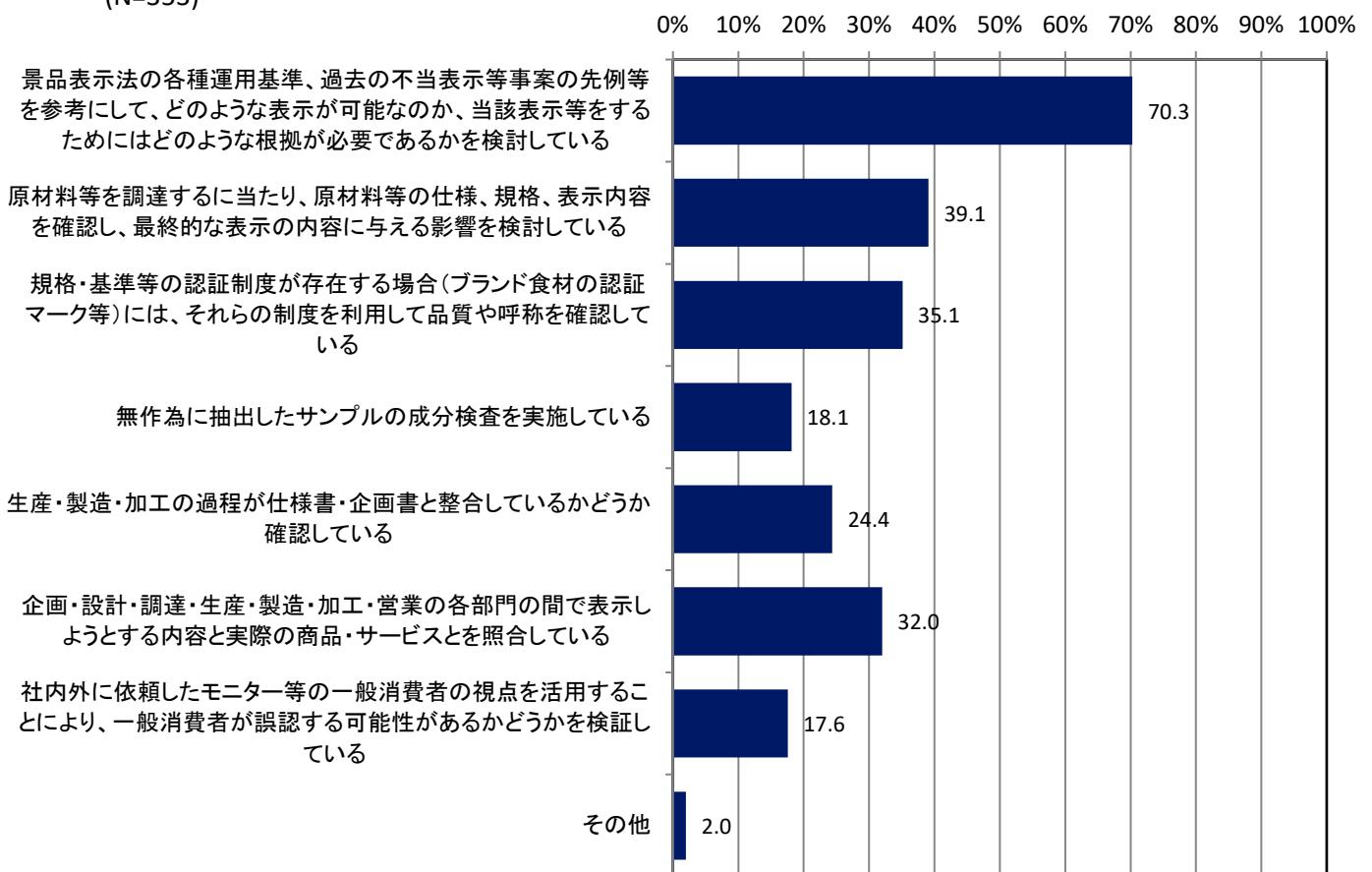
[GRAPH022]

【Q5_3】 貴社では「③ 表示等に関する情報の確認」に関して何か取り組んでいることはありますか。(お答えは1つ)
(N=800)



[GRAPH023]

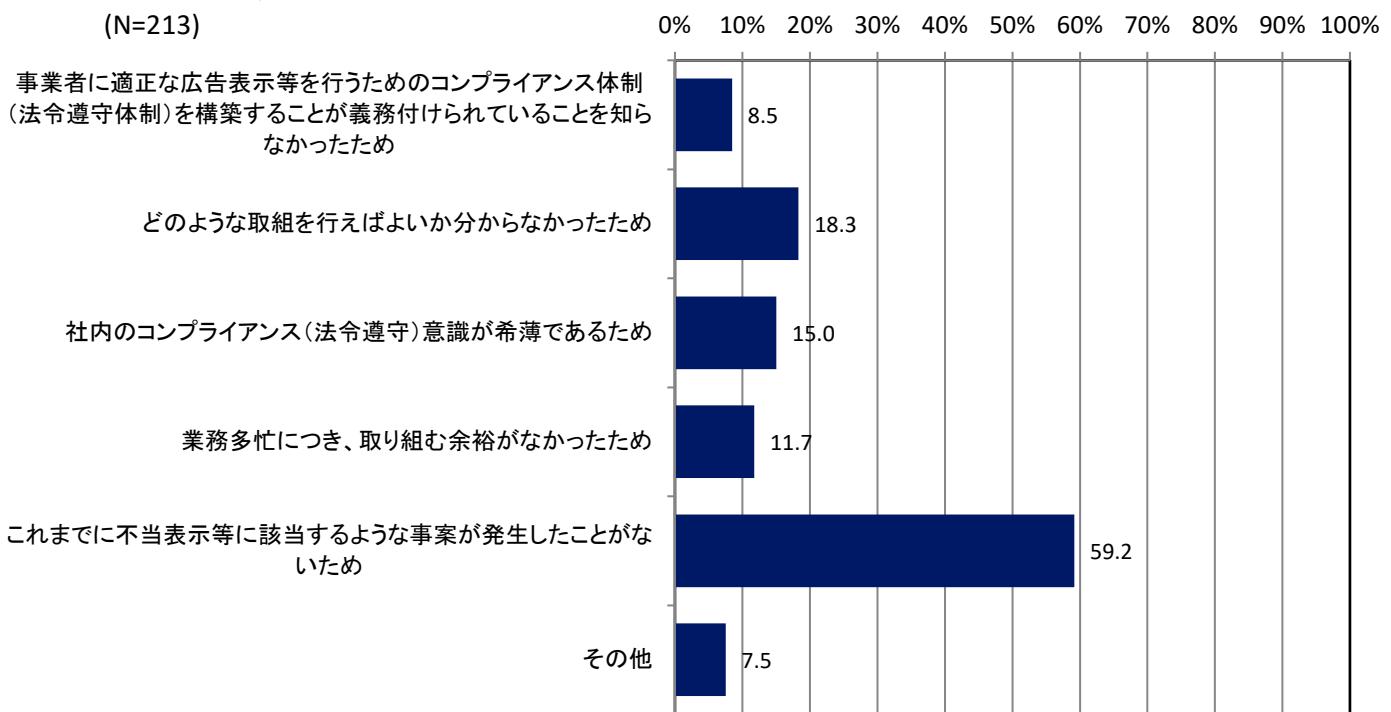
【Q5_3_1】 「③ 表示等に関する情報の確認」に関して「取り組んでいることがある」と答えた方にお聞きします。取組内容について下記の選択肢の中から当てはまるものを選んでください。(お答えはいくつでも)
(N=353)



[GRAPH024]

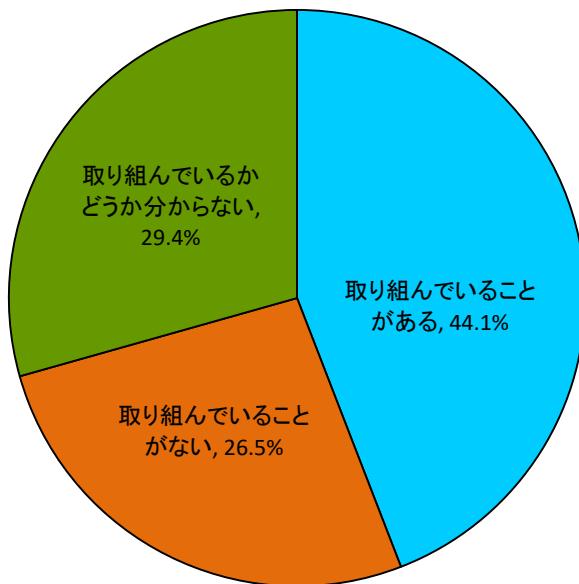
【Q5_3_2】 「③ 表示等に関する情報の確認」に関して「取り組んでいることがない」と答えた方にお聞きします。理由を下記の選択肢の中から当てはまるものを選んでください。(お答えはいくつでも)

(N=213)



[GRAPH025]

【Q5_4】 貴社では「④ 表示等に関する情報の共有」に関して何か取り組んでいることはありますか。(お答えは1つ)
(N=800)



[GRAPH026]

【Q5_4_1】 「④ 表示等に関する情報の共有」に関して「取り組んでいることがある」と答えた方にお聞きします。取組内容について下記の選択肢の中から当てはまるものを選んでください。(お答えはいくつでも)

(N=353)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

社内インターネットや共有電子ファイル等を利用して、従業員等が表示等の根拠となる情報を閲覧できるようにしている

67.4

表示等に影響を与える商品又はサービスの内容の変更を行う場合、担当部門が速やかに表示等担当部門に当該情報を伝達している

59.8

表示等の変更を行う場合、企画・設計部門や品質管理部門等の確認を得ている

44.2

(中小企業の場合)代表者自身が表示等を管理している場合、代表者が表示等に関する情報を把握している

11.9

その他

1.1

[GRAPH027]

【Q5_4_2】 「④ 表示等に関する情報の共有」に関して「取り組んでいることがない」と答えた方にお聞きします。理由を下記の選択肢の中から当てはまるものを選んでください。(お答えはいくつでも)

(N=212)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

事業者に適正な広告表示等を行うためのコンプライアンス体制(法令遵守体制)を構築することが義務付けられていることを知らなかつたため

7.5

どのような取組を行えばよいか分からなかつたため

15.6

社内のコンプライアンス(法令遵守)意識が希薄であるため

13.7

業務多忙につき、取り組む余裕がなかつたため

12.3

これまでに不当表示等に該当するような事案が発生したことがないため

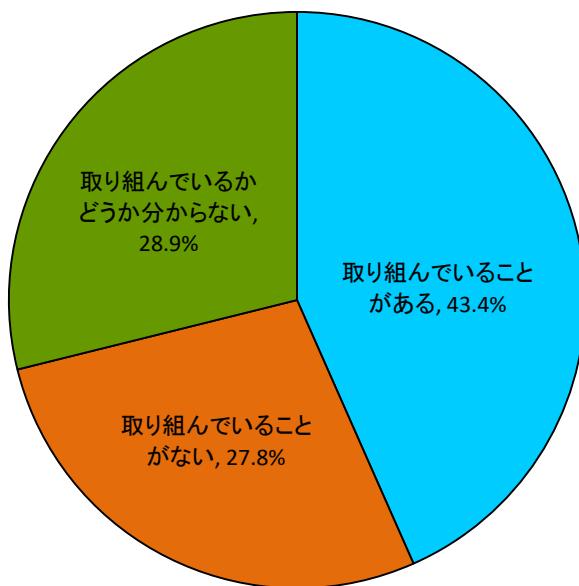
59.9

その他

7.5

[GRAPH028]

【Q5_5】 貴社では「⑤ 表示等を管理するための担当者等(表示等管理担当者)を定めるこ
と」に関して何か取り組んでいることはありますか。(お答えは1つ)
(N=800)



[GRAPH029]

【Q5_5_1】 「⑤ 表示等を管理するための担当者等(表示等管理担当者)を定めること」に関する「取り組んでいることがある」と答えた方にお聞きします。取組内容について下記の選択肢の中から当てはまるものを選んでください。(お答えはいくつでも)

(N=347)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

表示等を管理するための担当者又は担当部門を指定して表示等の内容を確認している

89.3

社内資格制度を設け、表示等管理担当者となるためには、景品表示法等の表示等関連法令についての試験に合格することを要件としている

26.5

その他

1.2

[GRAPH030]

【Q5_5_2】 「⑤ 表示等を管理するための担当者等(表示等管理担当者)を定めること」に関する「取り組んでいないことがない」と答えた方にお聞きします。理由を下記の選択肢の中から当てはまるものを選んでください。(お答えはいくつでも)

(N=222)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

事業者に適正な広告表示等を行うためのコンプライアンス体制(法令遵守体制)を構築することが義務付けられていることを知らなかつたため

8.6

どのような取組を行えばよいか分からなかつたため

13.5

社内のコンプライアンス(法令遵守)意識が希薄であるため

13.1

業務多忙につき、取り組む余裕がなかつたため

10.8

これまでに不当表示等に該当するような事案が発生したことがないため

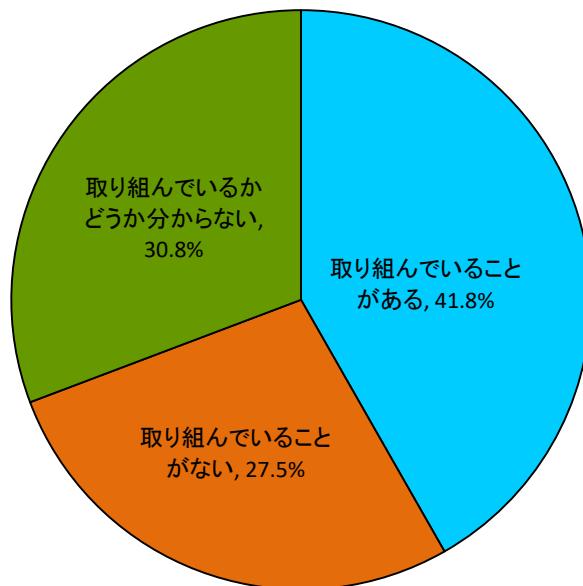
60.4

その他

8.1

[GRAPH031]

【Q5_6】 貴社では「⑥ 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること」に関して何か取り組んでいることはありますか。(お答えは1つ)
(N=800)

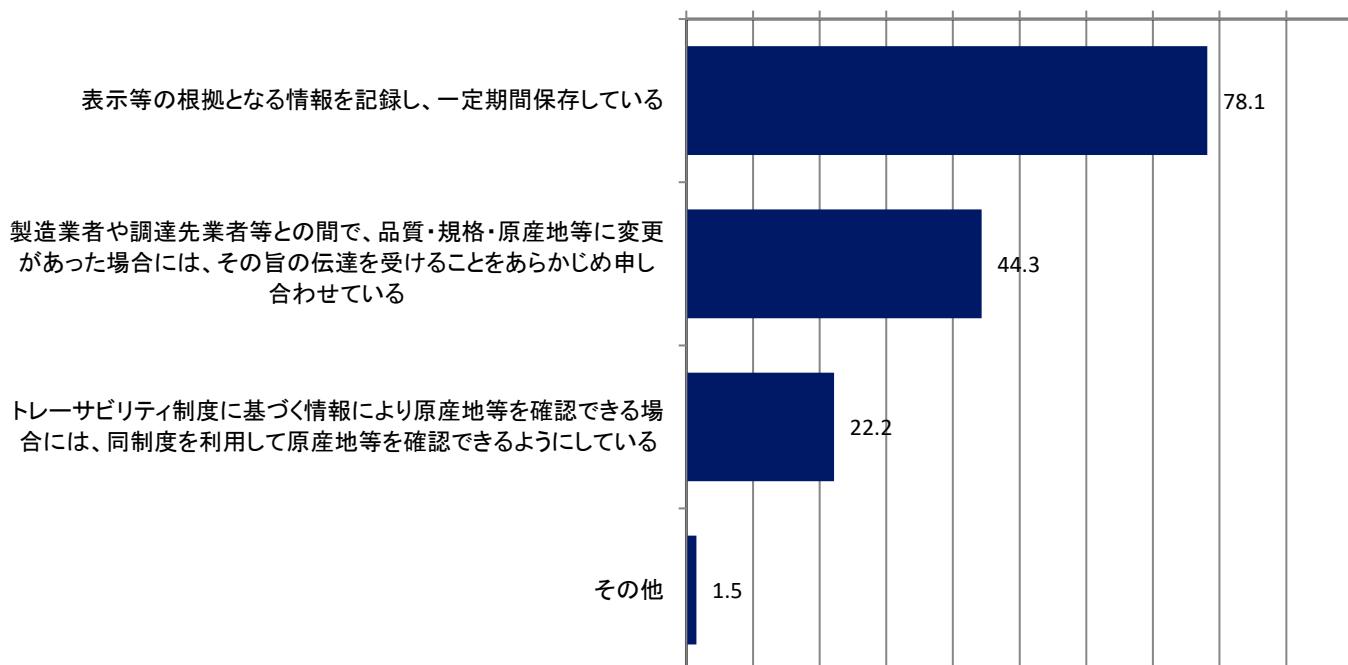


[GRAPH032]

【Q5_6_1】 「⑥ 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を探ること」に関して「取り組んでいることがある」と答えた方にお聞きします。取組内容について下記の選択肢の中から当てはまるものを選んでください。(お答えはいくつでも)

(N=334)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

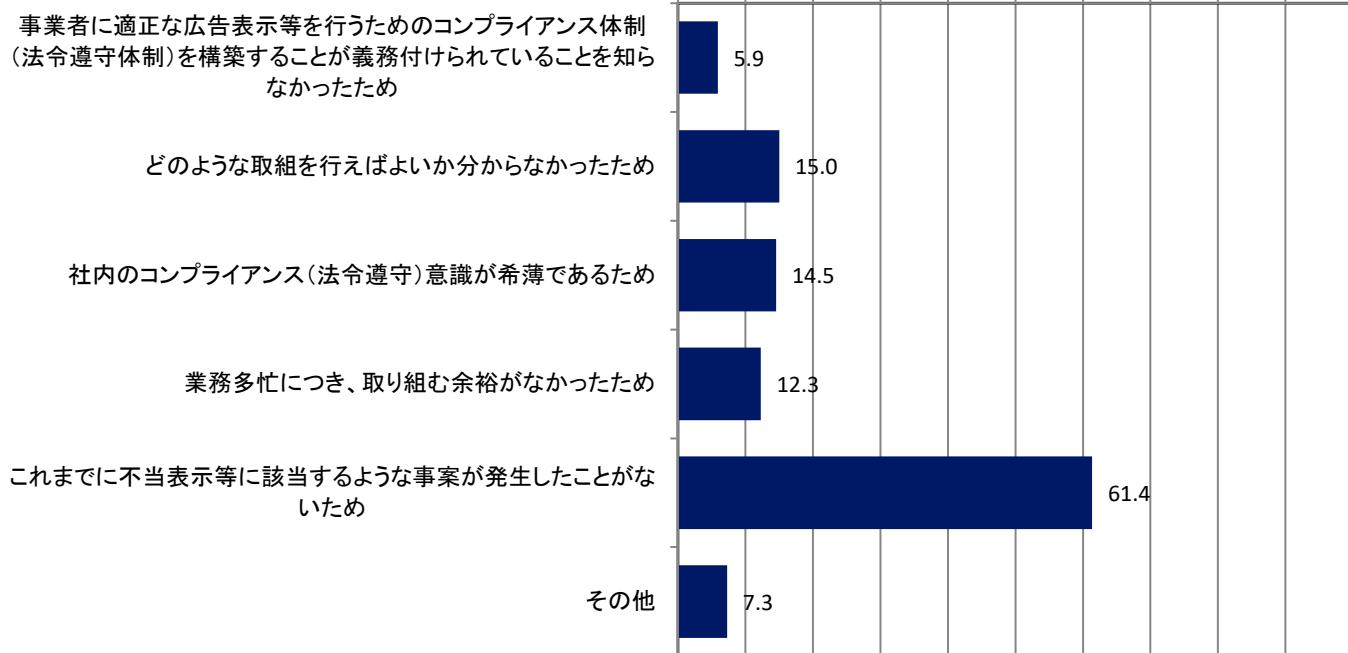


[GRAPH033]

【Q5_6_2】 「⑥ 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を探ること」に関して「取り組んでいないことがない」と答えた方にお聞きします。理由を下記の選択肢の中から当てはまるものを選んでください。(お答えはいくつでも)

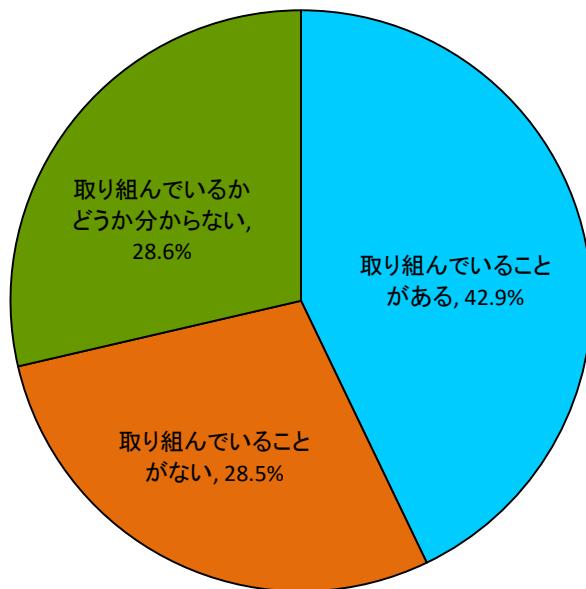
(N=220)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

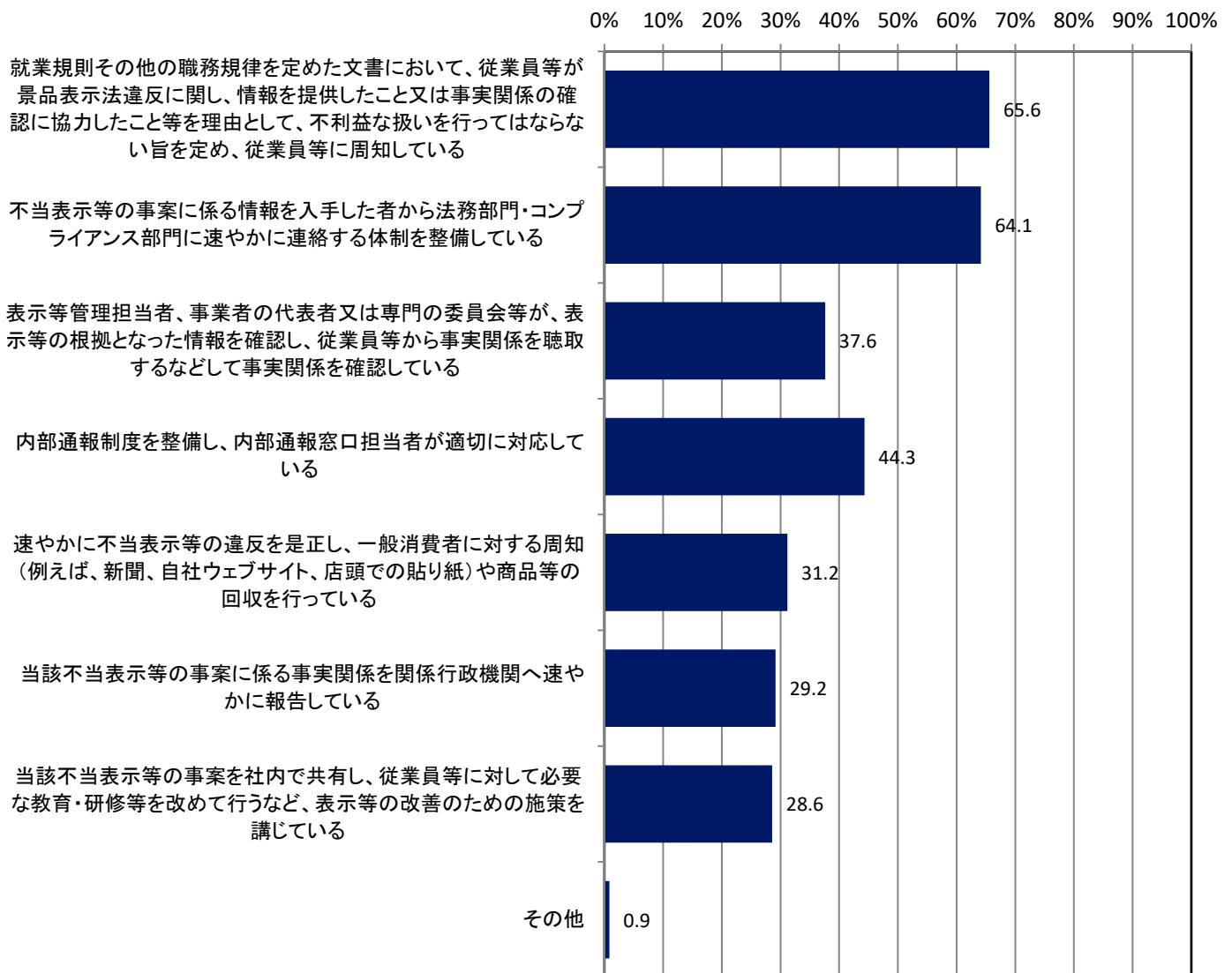


[GRAPH034]

【Q5_7】 貴社では「⑦ 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応」に関して何か取り組んでいることはありますか。(お答えは1つ)
(N=800)



【Q5_7_1】 「⑦ 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応」に関して「取り組んでいることがある」と答えた方にお聞きします。取組内容について下記の選択肢の中から当てはまるものを選んでください。(お答えはいくつでも)
(N=343)



[GRAPH036]

【Q5_7_2】 「⑦ 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応」に関して「取り組んでいることがない」と答えた方にお聞きします。理由を下記の選択肢の中から当てはまるものを選んでください。(お答えはいくつでも)

(N=228)

事業者に適正な広告表示等を行うためのコンプライアンス体制
(法令遵守体制)を構築することが義務付けられていることを知ら
なかつたため

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

6.6

どのような取組を行えばよいか分からなかつたため

15.4

社内のコンプライアンス(法令遵守)意識が希薄であるため

12.3

業務多忙につき、取り組む余裕がなかつたため

12.7

これまでに不当表示等に該当するような事案が発生したことがな
いため

63.2

その他

5.7

【Q5_8】貴社において、適正な広告表示等を行うために、上記①から⑦までの内容以外に他にも何か取り組んでいることがありますか。その取組内容について下記選択肢の中から当てはまるものがあれば選んでください。当てはまるものがなければ、その他に記載してください。(お答えはいくつでも)

(※)公正競争規約とは景品表示法に基づいて設定された表示又は景品類に関する業界の自主ルールであり、公正取引協議会は公正競争規約の運用団体

(N=800)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

景品表示法違反の未然防止又は被害の拡大の防止の観点から、速やかに景品表示法違反を発見する監視体制の整備や従業員等が報復のおそれなく報告できる報告体制を設けている

40.0

表示等が適正かどうかの検討に際し、疑義のある事項について関係行政機関や公正取引協議会(※)に事前に問い合わせを行っている

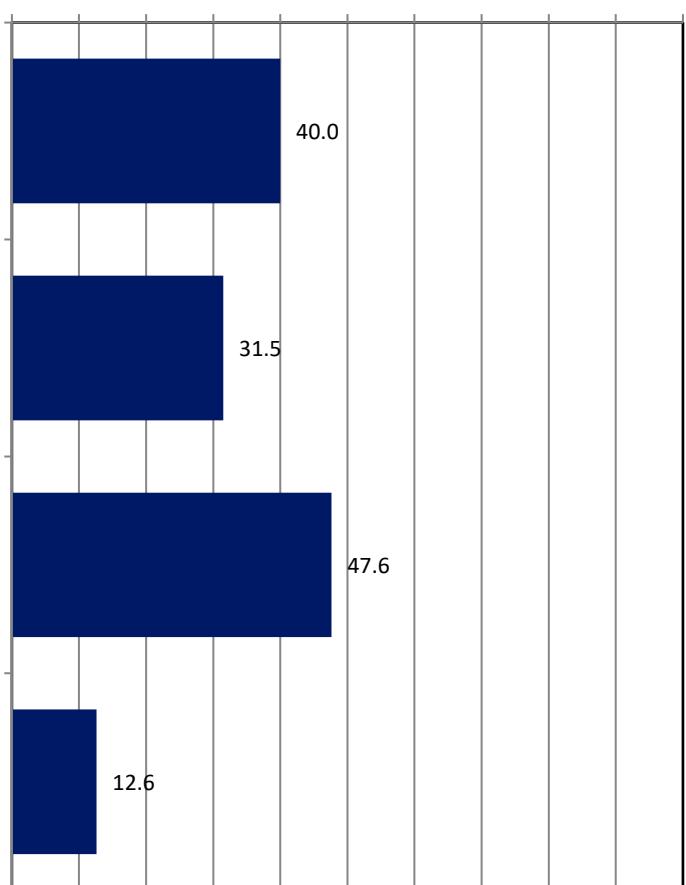
31.5

表示等が適正かどうかの検討に際し、当該業界の自主ルール又は公正競争規約(※)を参考にしている

47.6

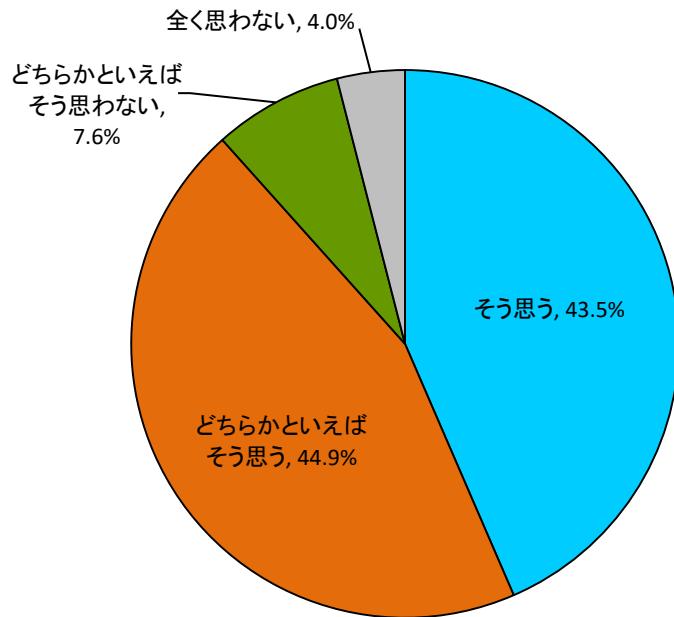
その他

12.6



[GRAPH038]

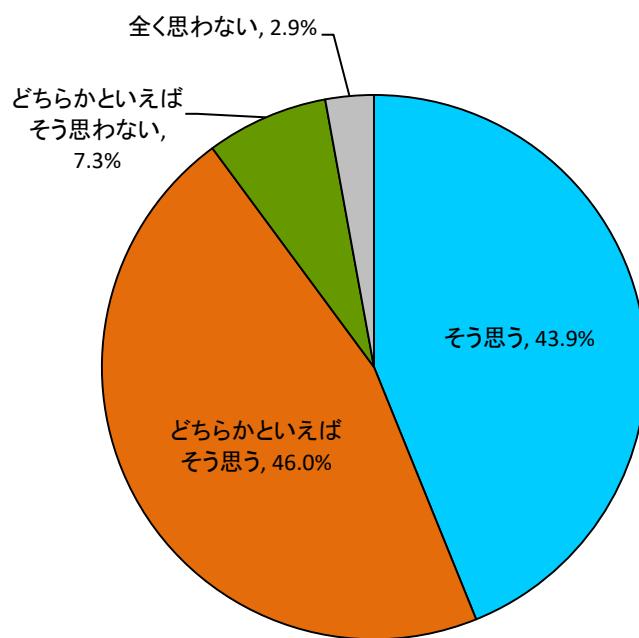
【Q6】適正な広告表示等を行うためのコンプライアンス体制(法令遵守体制)を構築している事業者は、構築していない事業者に比べて、消費者、取引先、金融機関、金融市场、行政機関などからの信頼度が高いと思いますか。(お答えは1つ)
(N=800)



[GRAPH039]

【Q7】貴社が取引先を選ぶ際には、他の条件が同じである場合、適正な広告表示等を行うためのコンプライアンス体制(法令遵守体制)を構築している事業者を選びたいと思いますか。
(お答えは1つ)

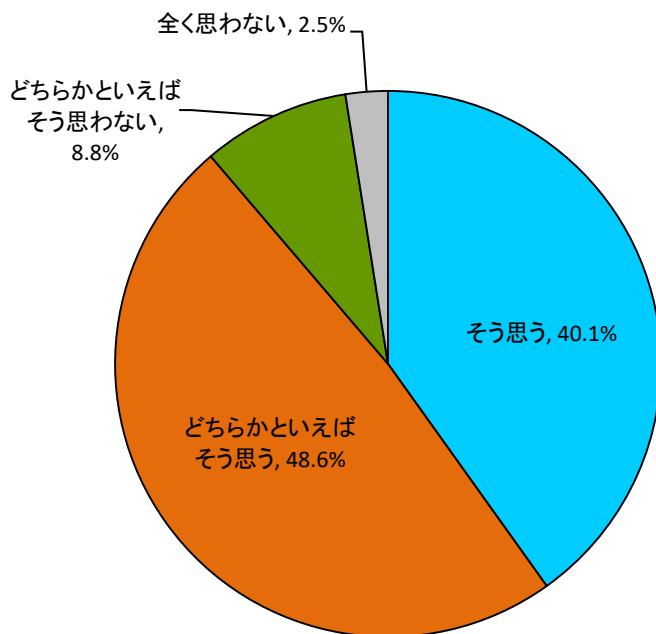
(N=800)



[GRAPH040]

【Q8】適正な広告表示等を行うためのコンプライアンス体制を(法令遵守体制)構築している事業者をより一層増やすために、国は積極的に事業者に対して支援や指導・助言等を行うべきだと思いますか。(お答えは1つ)

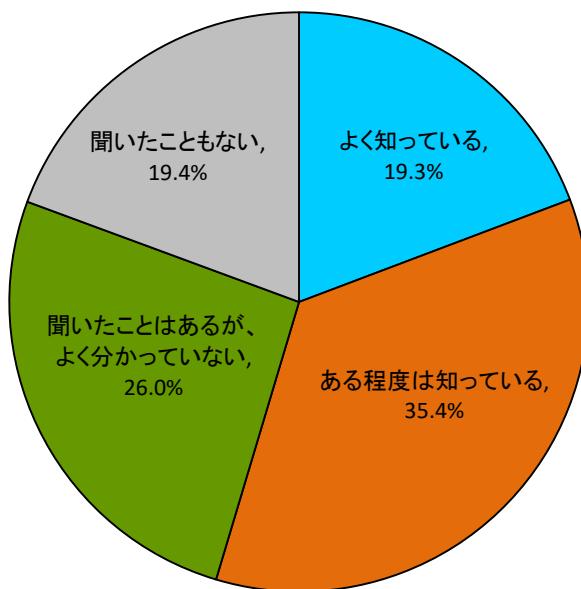
(N=800)



[GRAPH041]

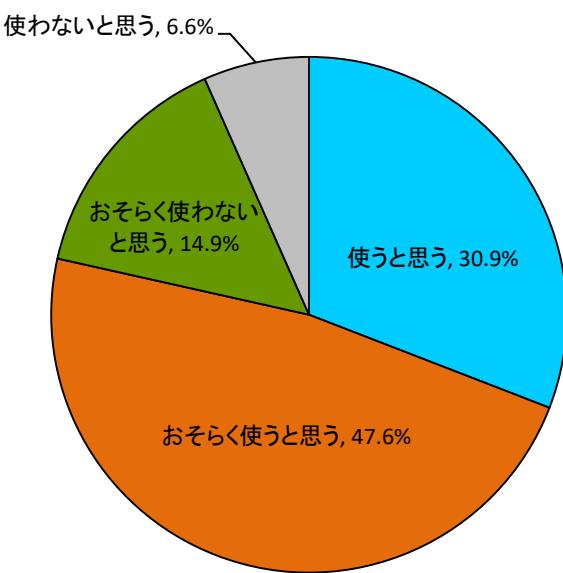
【Q9】景品表示法の自主報告制度(虚偽・誇大広告を行った事業者が、自らその事実を所管庁に報告した時は、課徴金額の50%を減額され得る制度)を知っていますか。(お答えは1つ)

(N=800)



[GRAPH042]

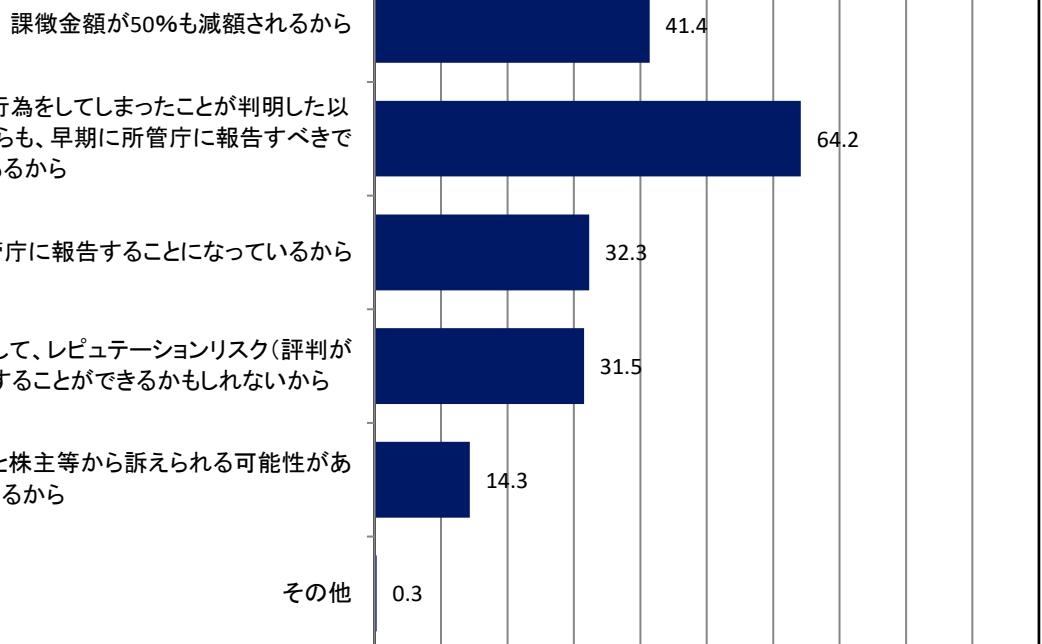
【Q10_1】仮に、貴社が景品表示法違反となるような行為をしてしまったことが判明した場合、自主申告制度を使うと思いますか。(お答えは1つ)
※自主報告制度とは、虚偽・誇大広告を行った事業者が、自らその事実を所管庁に報告した時は、課徴金額の50%を減額され得る制度を指します。
(N=800)



[GRAPH043]

【Q10_2】仮に、貴社が景品表示法違反となるような行為をしてしまったことが判明した場合、自主申告制度を「使うと思う」又は「おそらく使うと思う」と答えた方にお聞きします。それはなぜですか。(お答えはいくつでも)
(N=628)

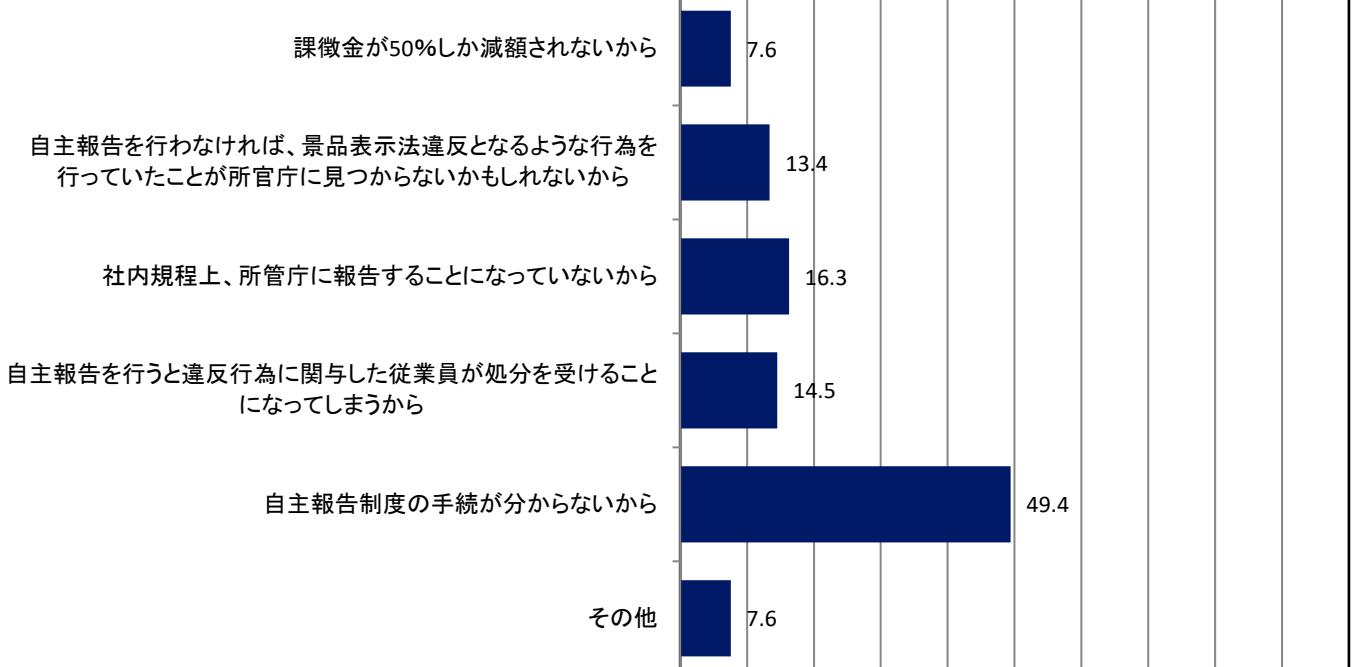
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



[GRAPH044]

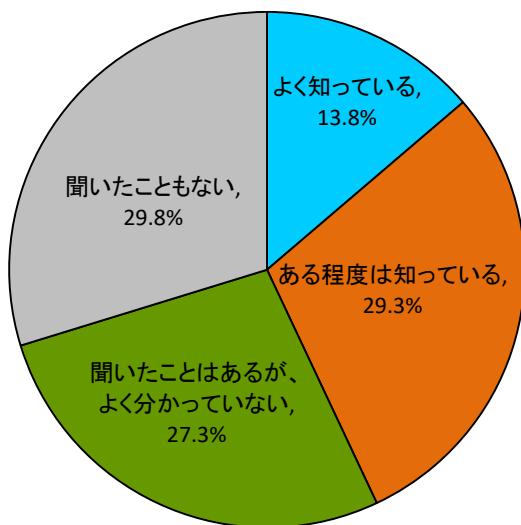
【Q10_3】仮に、貴社が景品表示法違反となるような行為をしてしまったことが判明した場合、自主申告制度を「使わないと思う」又は「おそらく使わないと思う」と答えた方にお聞きします。それはなぜですか。(お答えはいくつでも)
(N=172)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

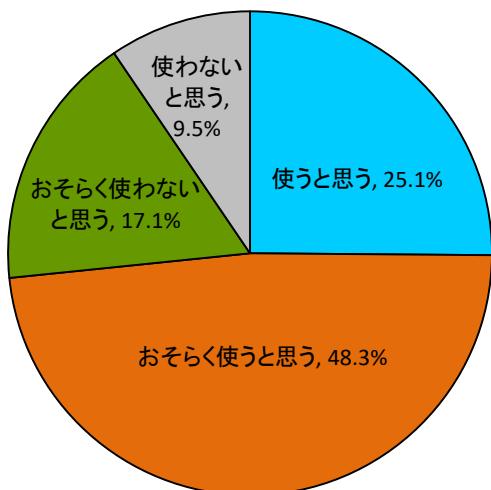


[GRAPH045]

【Q11】景品表示法の自主返金制度(虚偽・誇大広告を行った事業者が、申出のあった消費者に対し、購入額の3%以上の金額を現金の交付又は銀行振込により返金すると、返金した額が課徴金額から減額され、最大では課徴金額がゼロとなり得る制度)を知っていますか。
(お答えは1つ)
(N=800)



【Q12_1】仮に、貴社が景品表示法違反となるような行為をしてしまったことが判明した場合、自主返金制度を使うと思いますか。(お答えは1つ)
※自主返金制度とは、虚偽・誇大広告を行った事業者が、申出のあった消費者に対し、購入額の3%以上の金額を現金の交付又は銀行振込により返金すると、返金した額が課徴金額から減額され、最大では課徴金額がゼロとなり得る制度を指します。
(N=800)



[GRAPH047]

【Q12_2】仮に、貴社が景品表示法違反となるような行為をしてしまったことが判明した場合、自主返金制度を「使うと思う」又は「おそらく使うと思う」と答えた方にお聞きします。それはなぜですか。(お答えはいくつでも)
(N=587)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

課徴金納付命令が命じられない又は課徴金額が減額されるから

47.0

消費者の被害回復のために自主返金を行うべきであるから

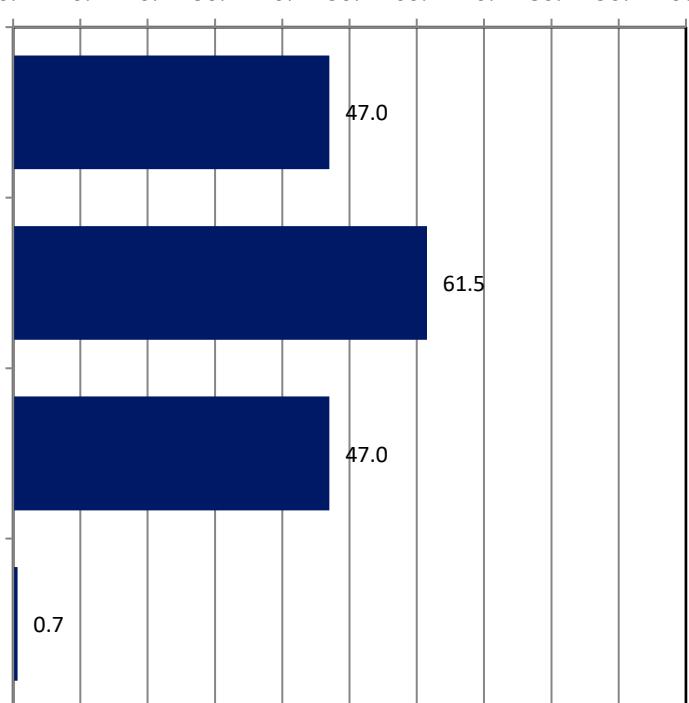
61.5

自社に対する消費者や取引先などからの信頼維持につながるから

47.0

その他

0.7



[GRAPH048]

【Q12_3】仮に、貴社が景品表示法違反となるような行為をしてしまったことが判明した場合、自主返金制度を「使わないと思う」又は「おそらく使わないと思う」と答えた方にお聞きします。それはなぜですか。(お答えはいくつでも)
(N=213)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

消費者に返金するためには課徴金額以上の費用や手間がかかる可能性があるから

17.4

自主返金制度を使っても消費者や取引先などの信頼を取り戻すことはできないと思うから

22.1

返金方法として、現金の交付又は銀行振込しか認められておらず返金するのが面倒だから

18.8

法律上の自主返金制度を使わずに、自社で独自に消費者に返金を行う方が迅速に対応できるから

45.5

その他

9.9



〔GRAPH049〕

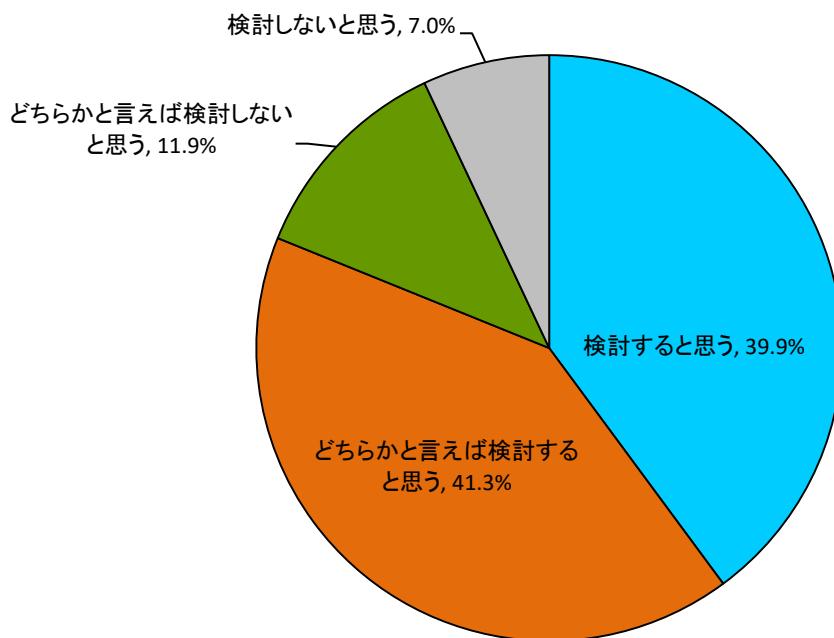
【Q13_1】以下の事情を想定したうえで質問にお答えください。以下の制度が仮にあったとすれば、この制度を利用するなどを検討したいと思いますか。(お答えは1つ)
(N=800)

【想定事情】

- ・貴社のビジネスに関して、「行政法規に違反しているおそれがあるので調査を行う」との連絡を行政機関より受けた。
- ・社内で独自に調査したところ、貴社のビジネスに関して、最終的に行政機関の調査がどのような結果となるかは分からぬが、行政法規に違反しており、行政処分を受ける可能性があることが判明した。

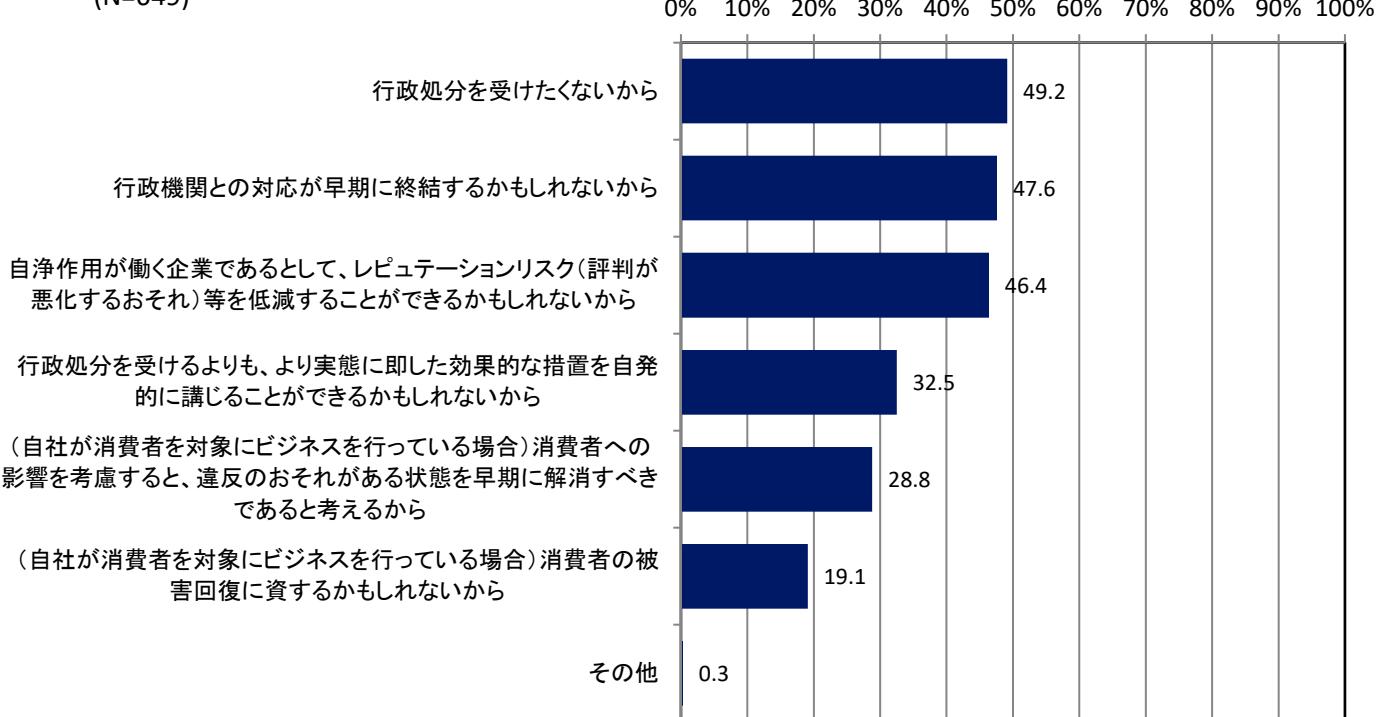
【制度の内容】

「行政法規に違反しているおそれがあるとされているものについて、行政機関の調査の結果が出る前に行政機関と事業者が合意し、合意に基づいて事業者が自主的に是正措置等を探ることで調査が終結し、行政処分を受けないこととなる制度」



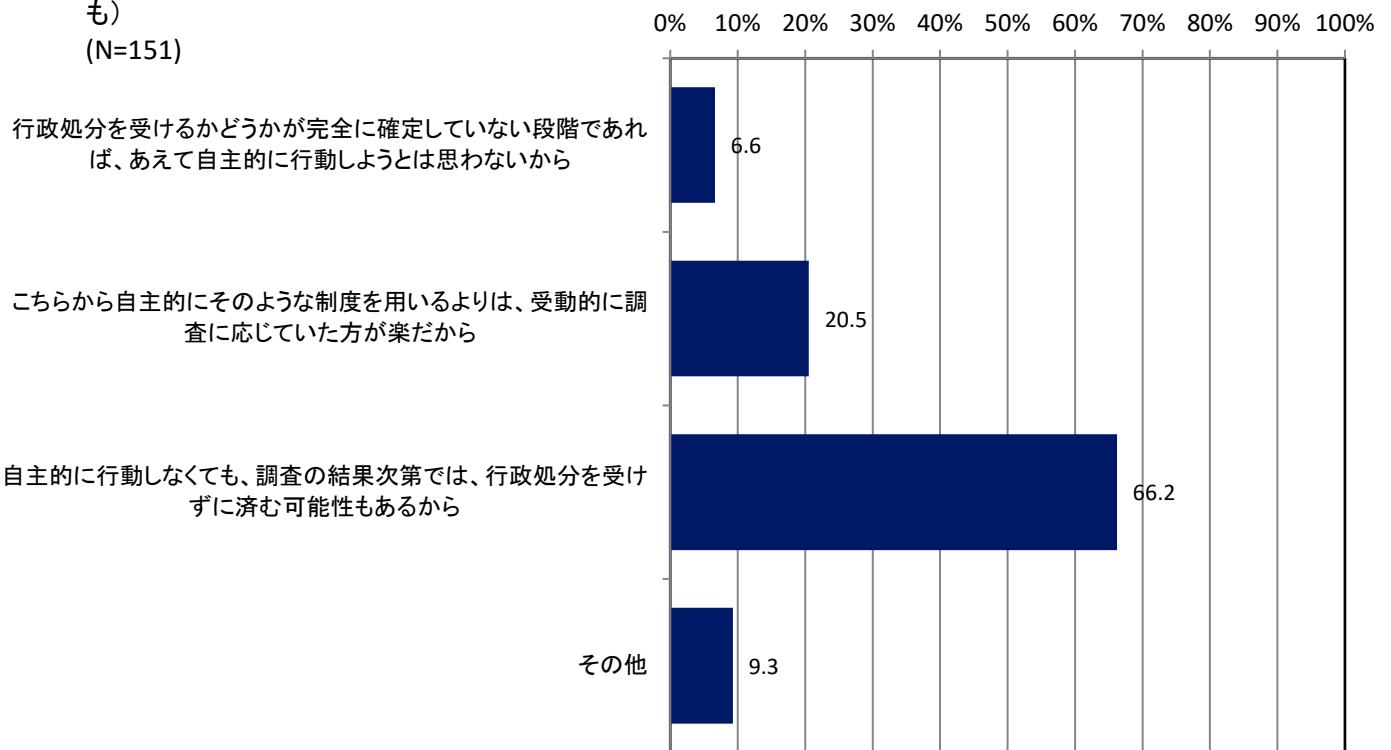
[GRAPH050]

【Q13_2】上記の制度が仮にあったとすれば、この制度を「検討すると思う」又は「どちらかと言えば検討すると思う」と答えた方にお聞きします。それはなぜですか。(お答えはいくつでも)
(N=649)



[GRAPH051]

【Q13_3】上記の制度が仮にあったとすれば、この制度を「検討しないと思う」又は「どちらかと言えば検討しないと思う」と答えた方にお聞きします。それはなぜですか。(お答えはいくつでも)
(N=151)



[GRAPH052]

【Q14_1】以下の事情を想定したうえで質問にお答えください。仮に以下の制度があったとすれば、違反行為の抑止に効果があると思いますか。(お答えは1つ)
(N=800)

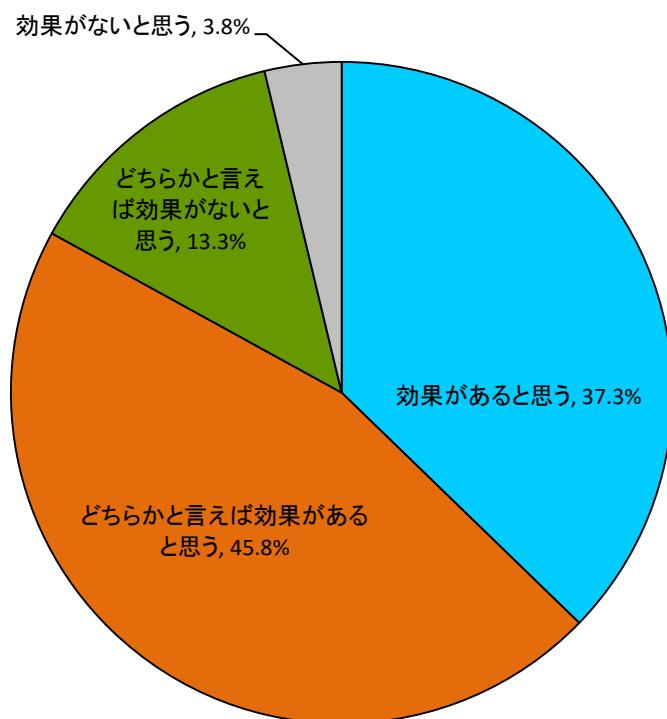
【想定事情】

ある事業者が、行政法規に違反する行為を行い、行政処分を受けたにもかかわらず、再び同様の違反行為を行おうとしている。

【制度の内容】

「繰り返し違反行為を行う事業者に対して、行政処分による経済的不利益を課す場合には、当該経済的不利益の金額が加重されるような制度(※)」

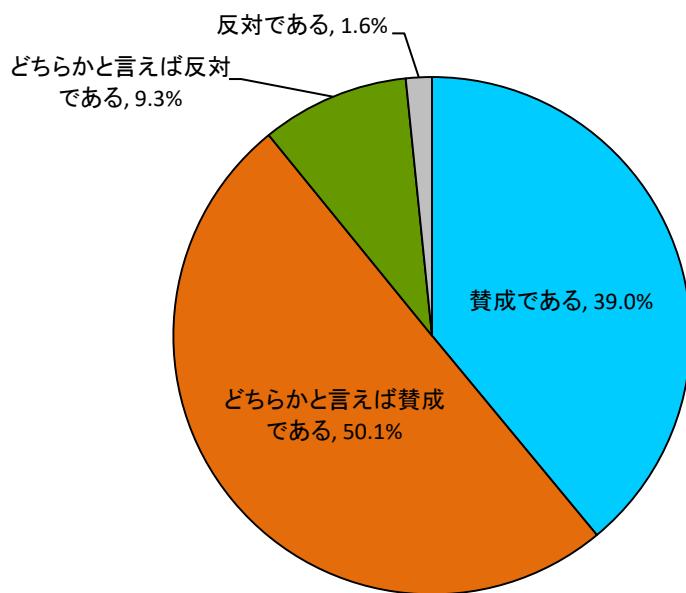
※例えば、独占禁止法や金融商品取引法に規定されている、繰り返し違反すると課徴金の金額が高くなるような制度をお考えください。



[GRAPH053]

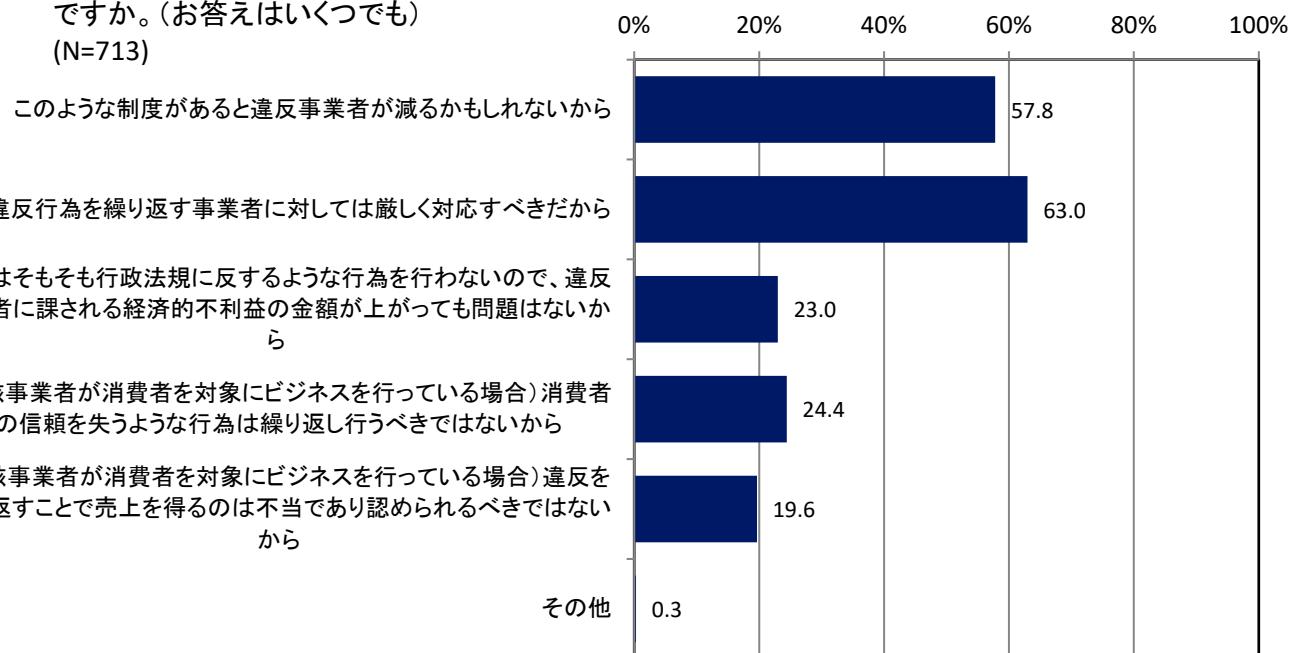
【Q15_1】 「繰り返し違反行為を行う事業者に対して、行政処分による経済的不利益を課す場合には、当該経済的不利益の金額が加重されるような制度」(例えば、独占禁止法や金融商品取引法に規定されている、繰り返し違反すると課徴金の金額が高くなるような制度)について、どう思いますか。(お答えは1つ)

(N=800)



[GRAPH054]

【Q15_2】 「繰り返し違反行為を行う事業者に対して、行政処分による経済的不利益を課す場合には、当該経済的不利益の金額が加重されるような制度」(例えば、独占禁止法や金融商品取引法に規定されている、繰り返し違反すると課徴金の金額が高くなるような制度)について「賛成である」又は「どちらかと言えば賛成である」と答えた方にお聞きします。それはなぜですか。(お答えはいくつでも)
(N=713)



[GRAPH055]

【Q15_3】 「繰り返し違反行為を行う事業者に対して、行政処分による経済的不利益を課す場合には、当該経済的不利益の金額が加重されるような制度」(例えば、独占禁止法や金融商品取引法に規定されている、繰り返し違反すると課徴金の金額が高くなるような制度)について「反対である」又は「どちらかと言えば反対である」と答えた方にお聞きします。それはなぜですか。(お答えはいくつでも)
(N=87)

